

2018年11月30日

高等教育キーパーソン各位

地域科学KKJセミナーニュース 501  
大学法人ガバナンスの統制と実効化—  
監事・監査業務活性化の実際と新展開

～ ガバナンス・コード導入／理事長・学長 vs 監事 ～  
ご参画・ご派遣のお願い

平成三十年も残すところ一カ月余りとなりました。今年一年を振り返ると、大学に関するニュースを見聞きする機会が例年以上に多かったのではないのでしょうか。しかも、大学について負のイメージを（意図せずとも）視聴者に与える報道も目立ちました。その度に、SNSやウェブ上の掲示板等では「大学が多過ぎる」、「大学は不要だ」といった意見も多く見受けられます。世間の大学に対する眼が年々厳しくなっていることは、現場におられる皆様自身も実感していることと拝します。

そのような風潮の中、大学・法人に求められていることは、まさに内発的で自立的な自己変革であり、“大学という組織体の固有性”に立つマネジメント・ガバナンスの活性化であるといえましょう。近年、理事長及び学長の権限が強化されてきています。しかしながら、理事会における理事の相互チェック機能や内部監査室の役割とともに、理事長・理事・学長へのカウンターパワーとなる監事の助言・勧告機能への期待が高まっています。

昨年5月に出された文科省の私立大学等振興検討会議における「議論のまとめ」の中で、「法令の規定によるものだけでなく、上場企業における『コーポレートガバナンス・コード』のように、私学団体や文部科学省等が協力して、私立大学が公共性と公益性を確保し、社会的責任を果たすためのガバナンスの在り方のガイドラインや留意すべき点等を示し、学校法人における自主的な取組を促進することもきわめて有効」とし、同年8月に設置された文科省の学校法人制度改善検討小委員会で検討が進められ、9月にまとまった「学校法人制度の改善方策について（案）」においても、「『私立大学版ガバナンス・コード』（自主行動基準）策定の推進」が謳われています。

昨年3月に大学監査協会は、「大学ガバナンスコード（案）」を発表し、本年3月には、大学ガバナンス委員会の第一次報告書「責任体制の確立に向けたガバナンスの構築」のなかで、ガバナンスコードをまとめております。ウェブ上でも公開されているこのコードは、国公私を問わず、大いに参考になることでしょう。日本私立大学協会でも、本年3月、独自の「私立大学版 ガバナンスコード」を策定し、加盟校に示し、ガバナンス改革推進に取り組んでいます。


小会では、2002年頃から「理事会・役員会の責務と補佐体制」とともに「監査業務の実質化と職務達成策」をテーマにセミナーを重ね、2007年12月には『監査業務の実質化と

機能強化策』の大著を上梓しております。刊行以来 10 年余を経っていますが、ロングセラーの書として活用いただいております。

今回、理事長・監事経験のある理事・大学監査協会会長という、3名のキーパーソンからご講義を賜わり、またパネル討論を通して、ますます大変革期の大学における監事・監査業務について議論を深めていきます。なお、監事の方と内部監査室職員の方のペアでのご参画が効果的かと存じます。

パンフレット版は、下記よりご覧いただけます。

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/h301217.pdf>

※『監査業務の実質化と機能強化策』のご案内はコチラです 

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/book/28.pdf>